

# 国保だより



国民健康保険税は、加入されている皆さんが安心して医療を受けられるための貴重な財源です。本年度分の仮算定の納税通知書は5月に既に送付し、本算定の納税通知書は7月中旬に送付を予定していますので、期限内納税にご協力をお願いします。

- 仮算定** 前年度から継続して国保に加入されている世帯が、暫定的に前年度並みの保険税額を第1、2期で納税していただくことです。加入状況の変更や前年の所得状況は、ここでは算入されません。
- 本算定** 加入状況や前年中の所得状況によって、今年度の年税額が決定され、第3期から第10期で納税していただくことです。令和5年4月以降に加入された世帯は本算定からの納税となります。仮算定のあった世帯は、年税額から仮算定額をひいて、8期で分割します。

## ◎令和5年度 国民健康保険税額について

令和5年4月1日～令和6年3月31日の加入状況によって、**世帯ごとに世帯主に課税**されます。

	全ての加入者		40歳～64歳の加入者
	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
均等割額（加入者1人につき）	28,500円	8,700円	13,000円
平等割額（加入世帯1世帯につき）	23,500円	7,300円	7,500円
所得割額（加入者の令和4年中の所得に対して）	基準総所得金額の6.76%	基準総所得金額の1.97%	基準総所得金額の2.41%
課税限度額（保険税の上限）	650,000円	220,000円	170,000円

※基準総所得 = 総所得金額 - 基礎控除額（43万円）

**年間の保険税** = **医療給付費分** + **後期高齢者支援金分** + **介護納付金分**

※医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分は、それぞれ、均等割額と平等割額と所得割額を加算し、課税限度額以下とします。擬制世帯主（国保に加入されていない世帯主）は算出根拠から除きます。

## ◎国民健康保険税の納期限

仮算定	第1期	5月31日	第2期	6月30日
本算定	第3期	7月31日	第4期	8月31日
	第5期	10月2日	第6期	10月31日
	第7期	11月30日	第8期	12月25日
	第9期	1月31日	第10期	2月29日

## ◎国民健康保険税の軽減制度

- ①低所得世帯への税軽減
- ②後期高齢者医療制度へ加入した人と、国保加入者が1人いる世帯への税軽減
- ③未就学児への税軽減
- ④65歳未満で、自己都合でなく離職された人への税軽減

※①～③は、申請不要ですが、①は**加入者全員の所得申告が原則必要**です。④は申請が必要です。

## ◎国民健康保険税の口座振替について

国民健康保険は、相互扶助の考えに基づき、加入者の皆さんの税等により運営されており、国民健康保険税は皆さんの医療費にあてられる貴重な財源となります。税を滞納したときは、督促料や延滞金等が発生します。また、被保険者証の有効期限や給付に制限がかかることや財産を差し押さえられることもあります。**納付漏れのないよう口座振替をぜひ利用してください。**

口座振替依頼書は国民健康保険税納税通知書に付属しています。（各金融機関と役場住民課窓口にも備付けてあります）役場ではキャッシュカードによる登録も可能です。

## 国民健康保険被保険者証の更新について

皆さんがお持ちの国民健康保険被保険者証は、令和5年7月31日が有効期限となっています。有効期限が満了する7月31日までに、簡易書留で新しい被保険者証を郵送します。

### 受け取られたら、

- ①新しい被保険者証の内容をよく確認してください。
- ②今までの被保険者証は、有効期限が過ぎましたら、役場住民課にお返しいただくか、住所や氏名が見えないように細かく裁断して破棄してください。
- ③被保険者証はカードサイズになっていますので、紛失には十分注意してください。万が一、紛失や破損の際には、身分証明書を持参し、役場住民課で再交付を受けてください。

※ポストに不在票が入っていたときは、内容をよく確認のうえ、お早めに記載されている連絡先の郵便局へ連絡してください。また、不在等でお渡しできない場合の被保険者証は、郵便局での保管期間を過ぎたあと、役場に返却されます。

**令和3年8月から被保険者証と70歳から74歳までの人の高齢受給者証が一体化となりました。**それに伴い、70歳に到達される人は有効期限が70歳の誕生日の末日になっています。

また、期間中に75歳にならない人は後期高齢者医療の適用となり、有効期限が短くなりますので、注意してください。

## ◎マイナンバーカードが健康保険証として利用できます

※詳しくはマイナポータル

[https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou\\_top.html](https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html) をご覧ください。



問合せ先 住民課 ☎ 35-5368

# マイナンバーカード交付の休日および平日夜間窓口の開設 (事前予約制)

平日業務時間内の来庁が難しい人を対象に、次のとおり休日および平日夜間窓口を開設します。  
利用には、電話にて事前予約が必要です。

## ◎日 時

**休 日** 7月9日(日)・23日(日)  
午前8時30分～正午、午後1時～4時30分

**平日夜間** 7月5日(水)・19日(水)  
午後5時30分～7時30分

## ◎場 所

**◎対 象 者** マイナンバーカードを申請した後「マイナンバーカード交付通知書・電子証明書発行通知書」(以下「はがき」という)が届いた人

**◎予約方法** 住民課へ電話して「マイナンバーカードの受取りの予約」と伝えてください。電話予約時間は、平日の午前8時30分～午後5時15分です。次のことをお尋ねしますのでお答えください。

- ・予約を希望する日時
- ・氏名と生年月日
- ・連絡の取れる電話番号

**◎注意事項** 予約は先着順で人数に限りがあります。予約の日に来庁された際に必要なものがそろっていない等の場合は、交付ができませんので、はがきにて確認のうえ来庁してください。

マイナンバーカードを申請後、カードが作成されるまで約1カ月かかります。交付の準備ができましたら郵便ではがきを送付しますので、申請者本人が必要書類を持って来庁してください。平日業務時間内に来られる際には予約は不要ですが、混雑のためお待ちいただく場合があります。



問合せ先 住民課 ☎ 35-5368

## 7月の休日当番医予定表

月	日	当番医の医療機関名 薬局名	所在地	電話番号 (0585)	月	日	当番医の医療機関名 薬局名	所在地	電話番号 (0585)
7	2	揖斐厚生病院	揖斐川町三輪	21-1111	7	17	揖斐厚生病院	揖斐川町三輪	21-1111
		たんぼぼ薬局揖斐店		21-5021			こころ調剤薬局		21-1189
	9	揖斐厚生病院	揖斐川町三輪	21-1111		23	揖斐厚生病院	揖斐川町三輪	21-1111
		サンセイ調剤薬局揖斐病院前店		22-5980			日本調剤三輪薬局		23-0847
16	揖斐厚生病院	揖斐川町三輪	21-1111	30	揖斐厚生病院	揖斐川町三輪	21-1111		
	コスモス薬局揖斐店		21-3255		ピノキオ薬局三輪店		21-0229		



※診療時間/午前9時～午後3時

※都合により当番医が変更になる場合があります。あらかじめ電話でお確かめのうえ、受診してください。

※健康保険証を必ず持参してください。

※休日在宅当番医は町ホームページまたは岐阜放送のデータ放送でも確認することができます。

## 献血の実施報告

5月に全血献血を行いましたところ、次のように多数のご協力をいただきました。  
ありがとうございました。

5月13日(土)	バラ公園(美濃大野ライオンズクラブ協賛)	63人
23日(火)	郡消防組合消防本部	13人
	役場	21人